

監 発 第 47 号  
平成23年11月24日

酒田市長 阿 部 寿 - 殿

酒田市監査委員 和 田 邦 雄

酒田市監査委員 毛 屋 実

定期監査結果提出について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日	監査の範囲
健康福祉部 介護保険課	9月30日	10月25日~ 11月21日	11月1日	財務に関する事項 及び事務の執行
健康福祉部 福祉課	9月30日	10月25日~ 11月21日	11月1日	財務に関する事項 及び事務の執行
市民部 まちづくり推進課	9月30日	10月26日~ 11月21日	11月2日	財務に関する事項 及び事務の執行
健康福祉部 子育て支援課	9月30日	10月26日~ 11月21日	11月2日	財務に関する事項 及び事務の執行
健康福祉部 国保年金課	9月30日	10月31日~ 11月21日	11月7日	財務に関する事項 及び事務の執行
市民部 市民課	9月30日	11月2日~ 11月21日	11月9日	財務に関する事項 及び事務の執行

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日	監査の範囲
酒田看護専門学校	9月30日	11月2日~ 11月21日	11月10日	財務に関する事項 及び事務の執行
市民部 環境衛生課	9月30日	11月2日~ 11月21日	11月10日	財務に関する事項 及び事務の執行
市民部 文化スポーツ振興課	9月30日	11月8日~ 11月21日	11月15日	財務に関する事項 及び事務の執行
健康福祉部 健康課	9月30日	11月8日~ 11月21日	11月15日	財務に関する事項 及び事務の執行
八幡病院	9月30日	11月10日~ 11月21日	11月17日	財務に関する事項 及び事務の執行
水道局水道部	9月30日	11月10日~ 11月21日	11月17日	財務に関する事項 及び事務の執行

## 2 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

## 3 監査結果

監査対象課	監査結果	
健康福祉部 介護保険課	指摘事項	・ 支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが4件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。
健康福祉部 福祉課	指摘事項	・ 特殊勤務手当の支給誤りが7件あった。事務処理について適正に行うこと。 ・ 支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが3件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。
市民部 まちづくり推進課	指摘事項	・ 支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが2件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。 ・ 契約書の内容に誤りが認められた。事務処理について適正に行うこと。 ・ 補助金の申請から交付決定まで、3か月以上経過しているものがあった。補助金交付決定は速やかに行うこと。

監査対象課	監査結果	
健康福祉部 子育て支援課	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調定票の作成日が3か月以上遅れているものが1件あった。調定の起票について適正に行うこと。</li> <li>・ 支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが1件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。</li> </ul>
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵券の記録漏れが見られた。郵券の保管管理は適正に行うこと。</li> <li>・ 補助金交付事務について、実績報告から交付額確定まで30日以上経過しているものが、49件見られた。事務処理を適正に行うこと。</li> </ul>
健康福祉部 国保年金課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査した事項については、適正であると認めた。</li> </ul>
市民部 市民課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査した事項については、適正であると認めた。</li> </ul>
酒田看護専門学校	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが2件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。</li> </ul>
市民部 環境衛生課	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滞納に関する簿冊の整備、受領に関する書類の整備を適正に行うこと。</li> </ul>
市民部 文化スポーツ振興課	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出負担行為票の作成日が90日以上遅れているものが3件あった。支出負担行為に関する規則に則り適正に処理をすること。</li> <li>・ 契約について委託期間の不適切なものや履行確認の遺漏が認められた。契約時、完了後の事務処理について適正に行うこと。</li> </ul>
	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調定票の作成日が1か月を超えて恒常的に遅れているものがある。調定の起票について適正に行うこと。</li> <li>・ 施設のコピー使用料について、受領から収納までの期間が遅れているものがあった。現金の管理について適正に行うこと。</li> <li>・ 郵券の記録漏れが見られた。郵券の保管管理は適正に行うこと。</li> <li>・ 補助金の実績報告書の提出に遅れが見られた。適正に処理すること。</li> </ul>
健康福祉部 健康課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査した事項については、適正であると認めた。</li> </ul>

監査対象課	監査結果	
八幡病院		・ 監査した事項については、適正であると認めた。
水道局水道部		・ 監査した事項については、適正であると認めた。